

令和3年第1回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年3月8日（月曜日）午後0時58分～午後1時27分

2 開催場所 第3・4委員会室

3 審査案件

議案第67号 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について

議案第70号 公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について

議案第71号 浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について

議案第83号 包括外部監査契約の締結について

議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

4 報告事項

(1) 令和3年度上期青森競輪開催日程について

○出席委員

委員長	大 矢 保	委 員	藤 田 誠
副委員長	山 崎 翔 一	委 員	木 下 靖
委 員	軽 米 智雅子	委 員	丸 野 達 夫
委 員	万 徳 なお子	委 員	渋 谷 勲
委 員	秋 村 光 男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 能代谷 潤 治
総務部理事 吉 本 雅 治
企画部長 織 田 知 裕
企画部理事 佐々木 淳
税務部長 梅 田 喜 次
浪岡事務所副所長 三 浦 大 延
会計管理者 鈴 木 裕 司
選挙管理委員会事務局長 山 谷 直 大
監査委員事務局長 横 内 修

総務部次長 大久保 文 人
企画部次長 小 野 正 貴
企画部参事 石 岡 尊 広
税務部次長 工 藤 哲 也
監査委員事務局次長 八木澤 透
総務課長 佐 藤 秀 彦
企画調整課長 舘 山 公
納税支援課長 松 本 和 久
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高 木 涉
議事調査課副参事 櫻 田 新 司

議事調査課主査 小 山 隆

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

理事者の皆様に、私から申し上げますが、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において、本委員会に付託されました議案7件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第67号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めますが、この案件は前回と同じ案件ですので簡単に説明をお願いしたいと思います。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第67号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

概要にありますとおり、本条例は、市民の利便性向上及び災害時の体制強化等を図ることを目的に、組織・機構の見直しを行うため、改正しようとするものであります。

改正内容であります。1つに、窓口の集約による市民の利便性向上と災害時の体制強化を図るため、水道部門と下水道部門を統合すること、2つに、令和3年3月31日の浪岡地域自治区の設置期間満了に伴い、その後も引き続き浪岡地域の市民サービスを維持するとともに、地域の一層の振興を図るため、浪岡事務所を「浪岡振興部」に改称しようとするものであります。

具体的には、資料2「青森市事務分掌条例の新旧対照表」を御覧いただきたいと思っております。

水道部門と下水道部門を統合いたしますけれども、下水道部門の職員については、市長事務部局の職員として位置づけますことから、まず、部の設置を規定している第2条におきまして「水道部」を、分掌事務を規定している第3条におきまして「下水道に関する事項」を規定するものであります。

また、令和3年3月31日の浪岡地域自治区の設置期間満了に伴い、浪岡事務所を「浪岡振興部」に改称し、条例に基づく組織として位置づけますことから、同じく事務分掌条例第2条におきまして「浪岡振興部」を、第3条におきまして、「浪岡地域に係る施策の総合調整に関する事項」及び「浪岡地域の振興及び市民生活に関する事項」を規定するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上、議案第67号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 以前も、水道部門と下水道部門が一緒だったことがあると思うんですけども、それとどう違うんですか。それで、前は不具合があったから分かれたのに、また一緒にするというのはどういうものなのかなと思うし、私の仕事柄、水道のコンサルをやっているんですけども、下水道と水道は別物だと思うんですけども、よくこれを一緒にしたなど。よく田舎なんかは水道と下水道を一緒にする傾向があるんですけども、都市部であんまりこういうのは見ないんですが、どういう考えでこうなったのか教えてください。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長

○能代谷潤治総務部長 まずは、上水道と下水道が今、部門が分かれておりまして、市民の皆様が下水道は駅前庁舎、上水道の場合は奥野の水道部の庁舎に行くということで、市民サービスの部分で皆さん混同される部分があります。そういう意味で、市民の利便性向上ということで、これを統合することとしました。

また、災害のときには、下水道、水道が一緒に出動いたしますので、その際の合理性といいますか効率性、あるいは災害対応の迅速性を考慮し、統合することとしたところであります。

それと、丸野委員のほうから、以前に失敗した経緯がありますよねというお話でしたが、今回はきちんと初めに――昨年度まず、会計の部分を下水道のほうは公営企業会計のほうにしっかりと移行いたしましたし、今回は組織的に統合するものがあります。ただ、先ほど申し上げましたように、職員の身分としては、まだ市長事務部局と企業局とがありまして、これも後々解消させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。（「下水道を企業局にするんですか」と呼ぶ者あり）今のところは企業局にしたいと考えております。

○大矢保委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 68 号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 のほうを御覧いただきたいと思います。

概要にありますとおり、本条例は、新型コロナウイルス感染症や豪雪が市民の暮

らしに大きな影響を与えていることを踏まえまして、市長及び副市長の給料月額について、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで減額措置を講ずるため、条例を改正しようとするものであります。

改正内容でありますけれども、令和3年度につきましても、引き続き、給料月額を市長については20%、副市長については15%それぞれ減額するものであります。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

条例の新旧対照表となりますけれども、附則第7項で定めております市長等の給料月額に関する特例措置について、まず、見出しを「令和2年度」を「令和3年度」に、また、同項中「令和2年7月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」にそれぞれ改めるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上、議案第68号「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 減額については、そういうふうな提案なので、それでいいんですが、ちょっとこれ、想定されるかなというのは、例えばの話ですけども、例えば今、部長職にある方がこの先、副市長になったとして、この減額によって給料が逆転するなんてことはないんでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長

○能代谷潤治総務部長 給料の逆転はないのかというお話でありましたけれども、副市長の給料と部長の給料につきましても、大きな差がありますので逆転することはありません。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それであればいいんですけども、仮の話なのであれですけども、もしそういうことになると、せっかく副市長になったのに給料が安くなっちゃうのであれば、モチベーションが下がっちゃうのではないかなと思いましたのでお伺いしました。結構です。

○大矢保委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について」を議題といたします。なお、本案については、地方自治法第243条の2第2項の規定

により、議会から監査委員に対して意見を求めたところ、先ほど本会議で議長から報告があったとおり、その内容について異議がない旨の回答があったことを申し添えておきます。それでは、本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第 69 号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について」御説明させていただきます。

資料 1 を御覧いただきたいと思います。

本条例は、平成 29 年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任につきまして、条例で定めることができることとなりましたことから、本市におきましても、政令の内容を踏まえ、市長等の本市への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めるために制定するものであります。

次に制定概要ですが、まず、法令の内容につきましては、損害賠償責任額から、政令で定める基準額を控除した額を免責することができるものとされたものであります。

なお、政令で定める基準額というのは、基準給与年額に、それぞれの職責に応じて設定されました乗数を乗じて得た額とされておりまして、乗数につきましては、市長が 6、副市長、教育委員会の教育長等につきましては 4、農業委員会の委員等につきましては 2、その他職員は 1 と設定されておりまして。

参考で記載した図で御説明いたしますと、損害賠償責任額を全体の枠と見て、灰色の部分で政令で定める基準額となりまして、全体から灰色の部分を超えた白い点線部分について免責することとするものであります。

これを踏まえまして、条例につきましても、損害賠償責任額から控除する額、いわゆる自己負担額を政令で定める基準額と同額といたしまして、これを超えた分は免責するというような内容で制定するものであります。

次に、条例の具体的な内容ですが、資料 2 を御覧いただきたいと思います。

まず、第 1 条につきましては、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるという本条例の趣旨を、第 2 条につきましては、資料 1 の「2 制定概要」で今ほど御説明いたしましたとおり、政令で定める基準額と同額とした、いわゆる自己負担額を損害賠償責任額から控除した額について免責することを規定するものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日として規定するものであります。

以上、議案第 69 号「青森市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号「公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について」を議題といたします。なお、本案についても、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、議会から監査委員に対して意見を求めたところ、その内容について異議がない旨の回答があったことを申し添えておきます。それでは、本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、議案第 70 号「公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。先ほど総務部から御説明させていただきました青森市長等の損害賠償責任に関する条例と同様、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和 2 年 4 月 1 日から地方独立行政法人法も一部改正され、地方独立行政法人の役員等、本市においては、公立大学法人青森公立大学の役員等ですが、その損害賠償責任について、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免除する旨を業務方法書で定めることができることとなったことから、本市におきましても、役員等の法人に対する損害賠償責任額から、控除する額を定めるため、条例を制定するものであります。

なお、業務方法書とは、地方独立行政法人法に基づき、公立大学が作成するものであり、法人の具体的な業務方法の要領を記載したものであります。

次に、「2 制定概要 「(1) 法令の内容」につきましては、損害賠償責任額から、政令で定める基準額を控除した額を免除することができるものとされたものであります。

なお、政令で定める基準額については、役員等の職責に応じた基準報酬年額に、それぞれの職責に応じて設定された乗数を乗じて得た額とされており、乗数につきましては、理事長または副理事長は 6、理事は 4、監事または会計監査人は 2 と設定されております。

参考に記載した図で御説明いたしますと、損害賠償責任額を全体の枠とした場合に、灰色の部分が政令で定める基準額となり、点線部分が免除する額となります。

これを踏まえまして、「(2) 条例の内容」ですが、条例で定める額は、政令で定める基準額と同額とし、この額が、役員等の自己負担額となるものであります。

次に、資料 2 を御覧ください。

条例の具体的な内容であります。第 1 条につきましては、役員等の法人に対す

る損害賠償責額から控除する額に関し必要な事項を定めるという本条例の趣旨を、第2条につきましては、先ほど資料1の「2 制定概要」で御説明しましたとおり、役員等の法人に対する損害賠償責任額から控除する額を政令で定める基準と同額とすることを規定するものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日として規定するものであります。

以上、議案第70号「公立大学法人青森公立大学の役員等の損害賠償責任に関する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第71号「浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

「概要」にありますとおり、本条例は、浪岡地域自治区の設置期間満了に伴いまして、関連する条例の改正等を行うとするものであります。

「改正内容等」であります。浪岡区長の給与等について定めた浪岡区長の給与及び旅費に関する条例につきましては廃止いたしますとともに、青森市防災会議の委員から「区長」を除くため、同会議の組織等について定めております青森市防災会議条例を改正しようとするものであります。

資料2の新旧対照表は、改正する青森市防災会議条例の新旧対照表であります。御覧いただきたいと思えます。

第3条第5項で定めております防災会議の委員から、第7号の「区長」を削除し、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上、議案第71号「浪岡区長の給与及び旅費に関する条例を廃止する等の条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○横内修監査委員事務局長 議案第 83 号「包括外部監査契約の締結について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、契約の概要であります。中核市に毎年度の実施が義務づけられております包括外部監査を実施するため、令和 3 年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であり、契約の期間の始期については、令和 3 年 4 月 1 日を予定しております。

監査に要する費用の額の算定方法は、執務費用及び報告書作成費用並びに実費の合計額として 1216 万 2579 円を上限とし、費用の一部について、概算払いをすることとしております。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士高橋政嗣氏としたいと考えております。

高橋氏については、日本公認会計士協会東北会青森県会から推薦をさせていただいたところでありますが、これまで本市や青森県の包括外部監査人補助者としての経験があり、地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認められることから、同氏が適任であると判断したものであります。

次に、公認会計士と契約を締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは高橋政嗣氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上、議案第 83 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 84 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 議案第 84 号について御説明申し上げます。

まず、資料 1 を御覧ください。

1 の青森県市町村総合事務組合につきましては、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在 9 市、30 町村、23 一部事務組合、3 広域連合の 65 団体が加入し、規約別表第 2 に記載の 11 項目の事務を共同処理しております。

また、本市では、市町村税等の滞納整理事務に関する事務を共同処理するため、平成 27 年 4 月 1 日付で当組合の構成団体となっております。

次に、2 の規約変更につきましては、1 つに、規約別表第 2 の第 8 号の事務を共同処理するために本組合に加入してございました十和田地区環境整備事務組合が、令和 3 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い規約から削除するものです。

2 つには、農業災害補償法が改正され、農作物共済が強制加入から任意加入制となったことに伴い、法律の滞納処分に関する条項が削除されたことから、規約別表第 2 の第 10 号の下線部分を削除するものです。

次に、資料 2 を御覧ください。

資料 2 については、青森県市町村総合事務組合規約の新旧対照表であります。ただいま御説明した内容に沿って、それぞれ下線部分を削除するものです。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは共同処理する事務の変更または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされております。

以上、議案第 84 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は、以上でございます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○大矢保委員長 次に、報告事項に入ります。

「令和 3 年度上期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和 3 年度上期青森競輪開催日程について御報告いたします。

カラーの資料を御覧ください。

現在、令和 3 年度当初予算案を御審議いただいておりますので、議決をいただいた上での開催予定となりますが、令和 3 年度 4 月から 9 月までの上期開催日程につきましては、4 月 19 日月曜日から 21 日水曜日までのミッドナイト競輪を皮切りに、9 月 23 日木曜日から 26 日日曜日までの G III「みちのく記念競輪」まで、合計 19 節 58 日間の本場開催を予定しております。

令和 3 年度の年間開催計画といたしましては、車券売上増を目的といたしまして、昼の開催を 9 日減らし、令和 2 年度に売上が好調でありましたナイター競輪・モーニング競輪の開催を合わせて 12 日増やす予定としております。

このほか、全国他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外発売についても、資料に掲載のとおり予定しております。

また、青森競輪では、市民の皆様に気軽に足を運んでいただけるような様々な取組・イベントを実施するとともに、お客様に楽しんでいただける競輪を提供し、安定的な売上げの確保を目指して鋭意努力しているところであります。同時に今後の感染状況等を注視しながら、感染防止対策を徹底の上、適宜判断、実施してまいりたいと考えております。委員の皆様には引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 感染対策の中に、例えば今、スポーツ観戦でも叫んでは駄目だと言っていますけれども、そういう対策はしているのでしょうか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 まず、選手自身は、今の 3 月末までのガイドラインになっておりますけれども、PCR 検査を受けていただいて陰性であると確認された選手し

か出場できないようになっております。もちろん場内で大声を出さないようにとか、あと席の間隔を空けるということで、競輪場の席にここは座れませんと椅子に張ってあったりとか、消毒液といった基本的な感染対策を実施しているところであります。今後もそれを継続していきたいと思っております。

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員のみなさんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 以上をもって、本日の案件は終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)